

日本新聞博物館 所蔵資料撮影の手引

1. 利用方法

当館所蔵資料の撮影を希望する場合は、下記の手順で申請してください。

2. 利用料金

撮影する資料1点につき下記の料金をお支払いいただきます。

動画撮影： 20,000円

スチール撮影：20,000円（資料10点まで。10点を超える場合は別途）

なお、下記に該当する場合、利用料金は無料です。

- ・ 一般社団法人日本新聞協会の会員社による利用
- ・ 博物館または博物館相当の法人・公共機関等の利用
- ・ 学術研究および教育普及のための利用で、営利を目的としない場合
- ・ その他、特に館長が認める場合

3. 申請方法

①所蔵資料撮影申請書

②企画書（形式自由）

③返信用封筒（80円切手添付）

4. 撮影にあたっての注意

①撮影は当館学芸員の指定の場所で行ってください。

②撮影に際し、当館学芸員の指示に従い、資料の破損・汚損のないように注意してください。

③動画撮影は2時間以内で行ってください。

5. 利用条件

①撮影により生じる著作権法上の責任は、申請者本人が負うものとします。

②申請以外の目的には利用しないでください。無断で撮影した写真等を複製したり、出版物やウェブサイト等へ掲載しないでください。

③利用に際しては、「日本新聞博物館所蔵」、英文の場合は「courtesy of The Japan Newspaper Museum」と明記してください。

④撮影にあたり、万が一、破損・紛失等が生じた場合は、その修理費・補充費を負担していただきます。

⑤撮影により作成した原版、デジタルデータ等は、すべて当館に寄贈してください。

⑥撮影した画像を二次利用する場合は、別途申請をしてください。

⑦印刷物、ビデオテープ等を作成した場合は、当館に1部寄贈してください。

以 上

一般社団法人日本新聞協会 博物館事業部博物館担当
（日本新聞博物館）

〒231-8311 横浜市中区日本大通 11

TEL：045-661-2022 FAX：045-661-2029